

「いのち輝く未来社会をめざすビジョンにおける『10歳若返り』プロジェクト推進事業委託業務」 公募実施要領

大阪府では、万博開催に向けて、「いのち輝く未来社会をめざすビジョン（※1）」（2018年3月策定）に掲げる目標の一つである「いきいきと長く活躍できる『10歳若返り』」の実現をめざし、府民の「10歳若返り（※2）」の取組みへの関心を高めるとともに、認知度向上や企業等の取組みを促進するため、下記に記載の事業を実施します。

本事業については、より優れた提案を事業委託するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

※1 「いのち輝く未来社会をめざすビジョン」とは、万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」の理念を先取りした施策の推進を図るため、オール大阪で取組みを進めるアクションプランとして策定したものの。

※2 「10歳若返り」とは、健康寿命の延伸に加え、健康状態に応じて、誰もが生涯を通じ、自らの意思に基づき、活動的に生活できることと定義している。
（参考リンク） [http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/inochi_v/index.html]

本事業は、「令和4年2月定例府議会大阪府一般会計予算」の成立を前提に事業化される停止条件付き事業です。予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しません。

1 事業名

「いのち輝く未来社会をめざすビジョンにおける『10歳若返り』プロジェクト推進事業委託業務」

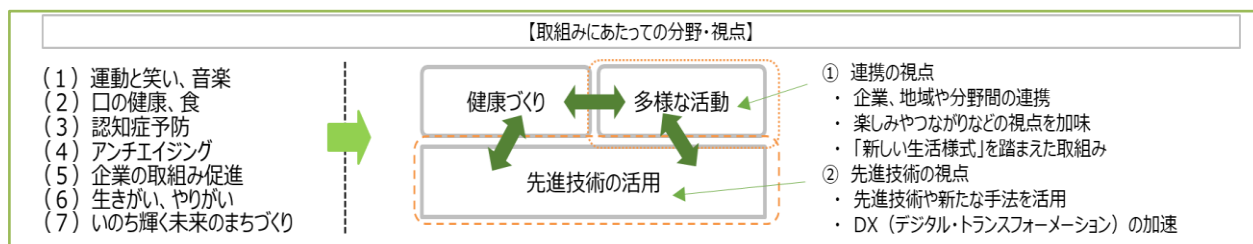
(1) 事業の趣旨・目的

本事業は、万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」の理念を先取りした施策の推進を図るため、オール大阪で取組みを進めるアクションプランとして策定した「いのち輝く未来社会をめざすビジョン」に掲げる目標の一つである「いきいきと長く活躍できる『10歳若返り』」の実現をめざし、府民の「10歳若返り」の取組みへの関心を高め、認知度向上や企業等の取組みを促進することを目的とします。

(2) 事業概要

本事業は、「いのち輝く未来社会をめざすビジョン」に掲げる目標の一つである「いきいきと長く活躍できる『10歳若返り』※3」の【取組みにあたっての分野】のうち、「運動、笑い、音楽」「口の健康、食」「認知症予防」「アンチエイジング」「生きがい、やりがい」「いのち輝く未来のまちづくり」を通じた「10歳若返り」を実際に体験できるコンテンツ（イベント等）を府民向けに提供することにより、府民の「10歳若返り」の取組みへの関心を高めるとともに、認知度向上や企業等の取組みを促進するために実施するものです。

※3 「10歳若返り」に資する取組みとは、大阪府において有識者の意見を踏まえて、(1)運動と笑い、音楽、(2)口の健康・食、(3)認知症予防、(4)アンチエイジング、(5)企業の取組み促進、(6)生きがい、やりがい、(7)いのち輝く未来のまちづくりの分野を柱として、「連携の視点」や「先進技術の視点」を踏まえて取り組むこととしているもので、府内の市町村や企業等においても、取組みの拡大をめざすもの。



・本事業は、「運動、笑い、音楽」「口の健康、食」「認知症予防」「アンチエイジング」「生きがい、やりがい」「いのち輝く未来のまちづくり」の6分野の「10歳若返り」プロジェクト推進事業で構成されています。

・書類審査及びプレゼンテーション審査により、6分野ごとに最優秀提案者を決定しますので、6分野いずれかにご応募ください。

・なお、同一の提案者が複数の分野に応募する場合は、「全て異なる内容の企画提案」であることが必要です。

(3) 委託上限額

4,000,000円(税込・1分野あたり上限)

2 スケジュール

令和4年3月 4日(金)	公募開始
令和4年3月11日(金)	事業説明動画配信
令和4年3月18日(金)	午後5時 質問受付締切
令和4年4月 8日(金)	午後3時 提案書類提出締切
令和4年4月下旬頃	選定委員会
令和4年5月下旬頃	契約締結・事業開始
令和5年3月31日(金)	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定す

る準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者

(8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、「4 (2) 応募書類」に記載のある書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和4年3月4日（金）から令和4年4月8日（金）まで

（土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後5時まで。最終日は午後3時まで）

イ 配布場所及び受付場所

大阪府政策企画部広域調整室事業推進課 事業推進グループ

住 所：大阪市中央区大手前2丁目1番22号 府庁本館5階

電話番号：06-6944-6118

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、広域調整室事業推進課ホームページ

(https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/inochi_v/10_project.html) から

ダウンロードできます。なお、郵送による配布は行いません。

エ 受付期間

令和4年3月4日（金）から令和4年4月8日（金）まで

（土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後5時まで。最終日は午後3時まで）

※応募書類の提出後、書類の補正が必要となった場合であっても、補正後の書類は令和4年4月8日（金）午後3時までにご提出ください。

オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください（郵送・メール等による提出は不可）。

※提出の際は、マスクの着用及び手指消毒等、新型コロナウイルスの感染予防対策にご協力をお願いします。

※発熱等の症状のある場合は、持参を自粛いただき、上記イまで、ご連絡ください。

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出してください。

ただし、副本については、提案者及び提案者名が特定できる情報（代表者、社章、所在地、電話番号、社員の情報 等）を記入しない、もしくは黒塗りの上、提出してください。

ア 応募申込書（様式1：正本1部、副本9部）

* 応募申込書右上の「応募分野」欄には、応募する分野に応じ①～⑥の番号を記入してください。

（①運動、笑い、音楽②口の健康、食③認知症予防④アンチエイジング⑤生きがい、やりがい⑥いのち輝く未来のまちづくり）

- イ 企画提案書（様式 2：正本 1 部、副本 9 部、別添仕様書に基づき作成）
 - * 企画提案書を補足する資料については、様式自由
- ウ 応募金額提案書（様式 3：正本 1 部、副本 9 部）
- エ 事業実績申告書（様式 4：正本 1 部、副本 9 部）
 - * 過去 2 年以内の実績を記載ください。
- オ 共同企業体で参加の場合
 - ① 共同企業体届出書（様式 5：1 部）
 - ② 共同企業体協定書（写し）（様式 6：1 部）
 - ③ 委任状（様式 7：1 部）
 - ④ 使用印鑑届（様式 8：1 部）
- カ 誓約書（参加資格関係）（様式 9：1 部）

[添付書類]

以下の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出してください。

共同企業体として提案する場合は、共同企業体構成員全てについて必要部数を提出してください。

- ア 定款又は寄付行為の写し（1 部）（原本証明してください。）
- イ ① 法人登記簿謄本（1 部）
 - ・ 法人の場合に提出してください。
 - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
- ② 本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1 部）
 - ・ 個人の場合に提出してください。
 - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
 - ・ 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1 部）
 - ・ 個人の場合に提出してください。
 - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
 - ・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ウ 納税証明書（各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）
 - ① 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
 - ・ 大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
 - ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- エ 財務諸表の写し（1 部：最近 2 カ年のもの、半期決算の場合は 4 期分）
 - ① 貸借対照表
 - ② 損益計算書
 - ③ 株主資本等変動計算書
- オ 障害者雇用状況報告書の写し（1 部）
 - a 令和 3 年 6 月 1 日時点で常用雇用労働者数が 43.5 人以上の場合

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が43.5人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し
 - ・令和3年6月1日時点の状況について記載したもので、本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
- （インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。）
- ・報告義務のある方のみ提出してください。
- b 令和3年6月1日時点で常用雇用労働者数が43.5人未満の場合
- ・「障がい者の雇用状況について（提出日時点）」（様式10：正本1部）

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア **応募は、1分野につき、1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。**

イ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします（添付書類を除く）。

ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例> 「いのち輝く未来社会をめざすビジョンにおける『10歳若返り』プロジェクト推進事業委託業務」提案書 株式会社〇〇（法人名）

エ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会の開催について

本業務の詳細に関する説明動画（約30分～40分程度）をインターネットで配信します。

(1) 配信日及び配信時間

令和4年3月11日（金）午前10時から午後5時まで

(2) 申込方法

ア 電子メール（koiki-jigyosuishin@gbox.pref.osaka.lg.jp）でお申し込みください。

イ 件名に「【説明動画視聴：いのち輝く未来社会をめざすビジョンにおける『10歳若返り』プロジェクト推進事業委託業務<企業名>】」と明記してください。

ウ 電子メール本文に「事業者名」、「視聴者の職・氏名」、「連絡先（電話番号・メールアドレス）」を記入してください。

エ 電子メール送信後、必ず電話連絡をお願いします。

（連絡先：大阪府政策企画部広域調整室事業推進課事業推進グループ 06-6944-6118）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時の間を除く）

オ 申し込んだ後、配信日までに説明会動画視聴 URL をお送りします。

※電子メール以外（口頭や電話等）による申し込みは受け付けません。

※質問がある場合は下記「6 質問の受付」の方法により提出してください。

(3) 説明会の申込期限

令和4年3月10日（木）正午必着

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和4年3月18日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

ア 電子メール（koiki-jigyosuishin@gbox.pref.osaka.lg.jp）にて受付を行います。

件名に「【質問提出：いのち輝く未来社会をめざすビジョンにおける『10歳若返り』プロジェクト推進事業委託業務<企業名>】」と明記してください。

イ 電子メール送信後、必ず電話連絡をお願いします。

（土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後5時まで）

ウ 質問への回答は広域調整室事業推進課ホームページ

（https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/inochi_v/10_project.html）に、

令和4年4月1日（金）までに掲示し、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします（※大阪府公募型プロポーザル方式実施基準8(5)参照のこと）。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。本事業の提案者が、各分野で4者以上の場合は、書類審査による第1次審査を行い、書類審査結果の上位3者について、プレゼンテーション審査による第2次審査を行います。第1次審査の結果については、応募者全員に電子メールで通知します。また、プレゼンテーション審査の日時も併せて通知を行います。

なお、プレゼンテーション審査にはパソコン等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容		配点
『10歳若返り』プロジェクトの企画実施業務に係る企画提案	① 企画力	<ul style="list-style-type: none"> ・「10歳若返り」の事業趣旨を踏まえつつ創意工夫にあふれインパクトのある提案となっているか。 ・事業のターゲット、目的、内容について整合性がある提案となっているか。 ・事業者独自の専門性や強みが活かされており、高い事業効果が期待できる提案となっているか。 	70点
	② 発信力	<ul style="list-style-type: none"> ・府民の参加（利用）促進や「10歳若返り」の認知度向上につながる魅力的な提案となっているか。 ・事業の効果的な周知方法が提案されているか。 	
	③ 実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業として実現可能性の高い提案となっているか。 	
	④ 継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な展開を見据えた提案となっているか。 	
	⑤ トラブル対応	<ul style="list-style-type: none"> ・トラブルが発生した際に迅速かつ適切に対応できる運営体制となっているか。 	
事業遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・過去（2年以内）の類似事業の実績件数が豊富か。 ・事業が計画的かつ効率的に実施でき、府や関係機関との連絡、調整が円滑に行える実施体制となっており、スケジュールが示されているか（新型コロナウイルス感染症対策を含む）。 ・事業を適切かつ着実に遂行できる経営状況となっており、府に実施リスクを生じさせる可能性はないか。 		15点
障がい者雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年6月1日時点で、常用労働者43.5人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、令和3年6月1日時点で、常用労働者43.5人未満の場合、資料提出日時点で1人以上障がい者を雇用しているかどうか。 		5点
価格点	(価格点の算定式) 満点(10点) × 提案価格のうち最低価格 / 自社の提案価格 * 小数点以下は切り捨て		10点
合計			100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を広域調整室事業推進課ホームページ (https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/inochi_v/10_project.html)にて公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

* 品質点及び価格点を配点した場合の価格点・提案金額

- ② 全提案事業者の名称 * 申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 公表内容は① * に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他

最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由等

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講ずることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式11）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付する必要があります。
 - ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面

金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。

- ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
 - イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
 - ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。

※大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得について

<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/proposal/ankenjoho.html>